

## 反社会的勢力に対する基本方針

一般社団法人日本金融商品仲介業協会（以下「当協会」といいます。）は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追及する反社会的勢力による被害を防止するために、次の基本方針を定めます。

### 1. 取引を含めた一切の関係遮断

当協会は、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求等は拒絶します。

### 2. 組織としての対応

当協会は、反社会的勢力による不当要求等に対応する役職員の安全を確保するとともに、理事長以下、組織全体として対応します。

### 3. 資金提供や裏取引の禁止

当協会は、いかなる形態であっても、反社会的勢力への資金提供や裏取引など不当な取引は行いません。

### 4. 外部専門機関との連携

当協会は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・全国暴力追放運動推進センター・弁護士などの外部専門機関等と連携し、組織的かつ適正に対応します。

### 5. 有事における民事と刑事の法的対応

当協会は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

制定：令和2年7月8日

改正：令和6年1月1日（協会名称の変更）